



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会社名：三菱電機株式会社
代表者名：執行役社長 柵山 正樹
(コード番号：6503 東証第一部)
問合せ先：広報部長 船尾 英司
(TEL 03-3218-2332)

当社執行役報酬制度の改定に伴う業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の報酬委員会において、もう一段高い成長の実現と株主重視の経営意識をより高めることを主眼として、執行役の報酬制度の改定を行い、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、執行役を対象とする役員報酬制度において、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い業績連動型の株式報酬制度を導入いたします。
これは、当社の執行役がこれまで以上に当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることにより、さらに株主重視の経営意識を高めることを目的としています。
- (2) 業績連動型の株式報酬制度としては、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP 信託」という。）の仕組みを採用します。BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランで、業績目標の達成度等に応じて当社株式を BIP 信託を通じて取得し、当社執行役に株式を交付するという株式報酬型の役員報酬です。当社の執行役に対し、より中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機付け、中長期的視点で株主の皆さまとの利益の共有を図っていく内容としています。
- (3) 当社は、指名委員会等設置会社であり、本制度の導入については、平成 27 年 5 月 28 日開催の報酬委員会において決議いたしました(※1)。毎年の報酬額（信託金の上限額）、株式の取得方法及び信託の内容等については、平成 28 年 5 月以降、毎年 5 月に開催する報酬委員会等において決定します(※2)。

(※1) 当社は、社外取締役を過半数とする報酬委員会を設置しており、同委員会において本制度の導入を決議しています。また、同委員会では、業績目標の妥当性及び達成等につき公正に評価しており、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性及び客観性を確保しています。
(※2) 報酬額の決定は、報酬委員会による決議とし、株式の取得方法及び信託の内容等については、執行役会議の審議を経て決定します。

2.役員報酬等について

(1) 経営方針

- ① 三菱電機グループは、「企業理念」及び「7つの行動指針」に基づき、CSR（Corporate Social Responsibility）への取り組みを企業経営の基本と位置付け、事業を通じて「社会」「顧客」「株主」「従業員」から信頼され、それぞれの満足を生み出す企業を目指してまいります。
- ② コーポレートステートメント「Changes for the Better」に基づき、変革に挑戦し、常により良い明日への探求を続けるとともに、「成長性」「収益性・効率性」「健全性」の3つの視点による「バランス経営」を継続し、持続的成長を追求してまいります。
- ③ 豊かな社会構築に貢献する「グローバル環境先進企業」として、「環境・エネルギー」「社会インフラシステム」関連事業のグローバル展開を推進し、もう一段高いレベルの成長を実現するとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 役員報酬の基本方針

- ① 当社は指名委員会等設置会社として、経営の監督と執行を分離し、経営の監督機能は取締役会が、経営の執行機能は執行役が担う体制としています。取締役と執行役は、それぞれの職務の内容及び責任に応じた報酬体系といたします。
- ② 取締役の報酬制度は、客観的に当社の経営へ助言と監督を行うため、一定金額報酬と退任時の退任慰労金を支給することを基本方針としています。
- ③ 執行役の報酬制度は、経営方針の実現及び業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と退任時の退任慰労金に加えて、業績連動報酬を支給することとし、以下を基本方針としています。
 - ア.中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
 - イ.会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
 - ウ.株主との利益の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること

(3) 役員報酬体系及び報酬等の決定に関する方針

- ① 取締役が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とします。

また、取締役の退任時に退任慰労金を支給することとし、その支給水準については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとします。
- ② 執行役が受ける報酬については、業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬及び退任時の退任慰労金に加え、業績連動報酬を支給します。業績連動報酬の水準については、連結業績及び各執行役の担当事業の業績等を勘案し、決定します。

業績連動報酬については、これまでは全て金銭で給付していましたが、株主と執行役の利益を一致させ、より株主重視の経営意識を高めるとともに、中長期的な視点での業績向上のインセンティブを高めるため、平成28年3月末で終了する事業年度の業績を基準とする業績連動報酬から、その50%を株式報酬とします。

また、一定金額報酬については、執行役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とし、退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとします。
- ③ 報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の決議により決定します。

- ④ また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、グローバルに事業展開する日本国内の主要企業の報酬に関する外部データ、国内経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討することとしています。

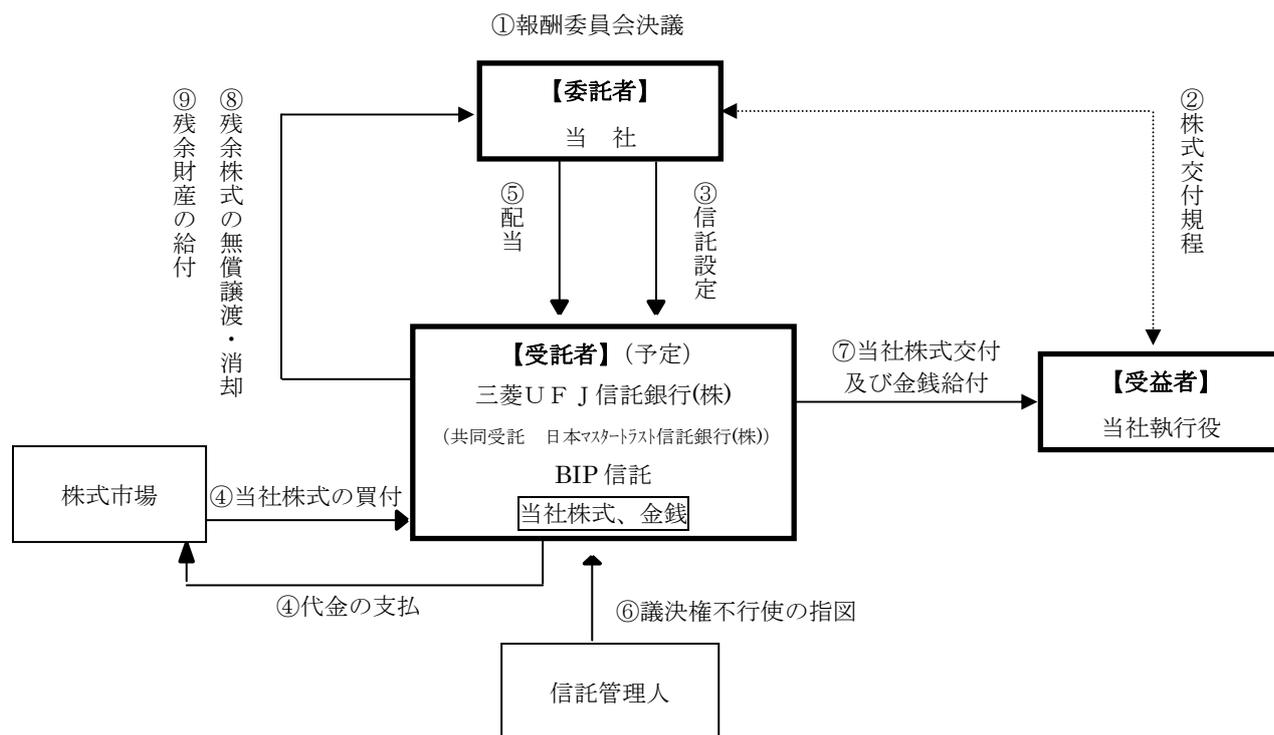
(4) 当社株式の取得・保有

当社は、取締役及び執行役が、役員持株会及び本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有することとしています。これは、株主と役員との利益の共有を深めること、また、特に執行機能を担う執行役については、本制度導入により報酬として株式を交付することにより中長期的な視点での業績及び企業価値の向上に対する一層のインセンティブを付与することを目的としています。

(5) 開示の方針

当社の役員報酬制度の内容については、法令等に基づき作成・開示する各種書類及びホームページ等を通じ、速やかに開示します。

3. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は指名委員会等設置会社であるため、本制度の導入については、報酬委員会において決議を行っています。
- ② 当社は本制度の導入に関して報酬委員会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は報酬委員会等で決定した範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する当社執行役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間満了時に、受益者は、当社の株式交付規程に従い、当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金銭を受領します。
- ⑧ 本信託の設定時に受益者要件を充足していた当社執行役の一部が受益者とならなかった場合など、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、その消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する当社執行役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、報酬委員会等で決定した株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株数（下記4.(8)に定める。）の範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

4. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、既存の単年度業績に係る業績連動報酬の50%を「株式報酬」へ移行するインセンティブプランです。制度対象となる執行役は、単年度（以下、「業績評価年度」という。）の業績に応じて毎年ポイントを付与され、ポイント付与から3年間の据置期間の後、当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を役員報酬として交付及び給付（以下、「交付等」という。）を受けます。

(2) 本制度の導入に係る報酬委員会等の決定

当社は、毎年5月に開催する報酬委員会等において、本信託に拠出する金額及び当社株式の取得方法その他必要な事項を決定し、かかる決定に基づき、受益者要件を充足する当社執行役を受益者とする信託を毎年設定します。

なお、当該時点で3年間の信託期間が満了する信託が存在する場合は、新たな信託の設定ではなく、既存の信託の信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合があります（下記(4)参照）、この場合も、同様に、かかる信託期間の延長を行うことを報酬委員会等で決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

当社執行役は、受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式等について、各本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 業績評価年度中に当社執行役であり報酬委員会が支給対象と決定した者であること(※1)(※2)
- ② 業績評価年度末時点で国内居住者であること(※3)
- ③ 在任中に一定の非違行為があったものでないこと
- ④ 下記(5)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1)制度対象者である執行役が退任した場合（自己都合により退任した場合を除く。）においても、株式交付ポイントの付与を受けてから3年間の据置期間の後に、本信託から交付等を受けるものとします。

(※2)制度対象者である執行役が当社執行役の在任中に死亡した場合においても、速やかに死亡時までの株式交付ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該執行役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(※3)対象期間中に制度対象者である執行役が国内非居住者となった場合は、当該執行役は制度対象者ではなくなり、速やかに当該時点までの株式交付ポイント数に応じた数の当社株式を換価し、これにより得られる金銭を本信託から当該執行役に対して給付するものとします。

(4) 信託期間

毎年5月下旬頃から3年後の8月末までの約3年間とします。本制度を導入する初年度に設定される本信託は、平成28年3月末で終了する事業年度を業績評価年度とする株式報酬制度であり、その信託期間は、平成28年5月30日から平成31年8末日までの約3年間を予定しています。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、報酬委員会等で決定された信託金額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、執行役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、このような追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（執行役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、報酬委員会等で決定された信託金額の範囲内とします。

(5) 執行役に交付される当社株式数

執行役に対して交付される当社株式の数は、以下の算定式に従って算出されるポイント（以下、「株式交付ポイント」という。）の数に応じ、1ポイント=1株(※4)として決定します。

（ポイント算定式）

業績連動報酬(※5)×50%÷本信託における当社株式の平均取得単価（小数点以下の端数は切上）

(※4)信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(※5)業績連動報酬は、本信託の設定又は延長の直前の業績評価年度における連結業績及び各執行役の担当事業の業績等を勘案し、決定いたします。

(6) 当社執行役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(3)の受益者要件を充足した制度対象者（3年間の据置期間中に退任した者を含む。）は、毎年6月に株式交付ポイントの付与を受けてから3年間の据置期間の後に、当該株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元単位）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付される当社株式の予定株数

当社が、本信託へ拠出する信託金額は、毎年5月開催の報酬委員会等で決定いたします。上記の金額は、信託報酬・信託費用を加算して算出することといたします。

執行役が本信託から交付される当社株式数は、当該本信託に拠出される信託金を当該本信託における当社株式の平均取得単価をもって除して得られる株数（以下、「上限交付株数」という。）を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金及び上限交付株数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、報酬委員会等で決定し、開示いたします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(6)により当社執行役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び当社執行役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) 信託期間満了時の取扱い

本信託の設定又は延長時に受益者要件を充足していた当社執行役の一部が受益者とならなかった場合など、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを消却することを予定しています。